

企業年金連合会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>
181人

<平成22年度>
196人

<平成25年度～>
180人

→
・記録整備に係る人員を25年度を目途に削減

* 役員の部長職兼務(2部1室)・職務拡大(担当部の複数化等)により人件費削減

国家公務員
OB関連

・役員については、次期改選時(23年4月)に公募。

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/5人中	2/5人中	-
職員	4/181人中	15/196人中	-

* 23年度役員数縮減し5名→4名体制へ

改革効果

《削減数》

▲16人

《今後の対応》

役員:1名削減
組織統廃合
役員の部長職兼務

2. モノ(余剰資産などの売却)

仕分け後

・京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

《国庫納付見込額》

—

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
補助金 4.6億円
委託費 2.0億円

<平成22年度>
補助金 1.8億円
委託費 1.9億円

→
<平成23年度>
補助金 0億円
委託費 1.9億円

《削減額》

▲1.8億円

4. 事務・事業の改革

- ・ 未請求者対策

未請求者対策は、別紙の工程表のとおり推進する。

仕分け後

(別紙)

企業年金連合会における未請求者対策を進めるための実施計画（工程表）（案）

平成22年9月1日

企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散した厚生年金基金の加入員に対し、年金給付を行っている。

受給可能な年齢に達したにもかかわらず、当該年金に係る裁定請求を行っていない者（未請求者）が多数存在していたことから、未請求者対策として平成19年度以降、様々な取り組みを進めてきており、特に住所が不明であることにより連絡がとれない未請求者の住所把握に努めている。引き続き、年金の確実な支給に向け、本実施計画（工程表）に沿って、取り組みを進めていくこととする。

I 未請求者の状況

- 平成19年3月末時点の未請求者124万人のうち、平成22年3月末時点での未請求者は70万人。うち、転居先不明の人が44万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が26万人。
- 平成19年度中に新たに受給権を取得した方は66万人。平成22年3月末時点での未請求者は16万人。うち、転居先不明の人が7万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が9万人。
- 平成20年度中に新たに受給権を取得した方は72万人。平成22年3月末時点での未請求者は、20万人。うち、転居先不明の人が10万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が10万人。
- これを合計すると、平成22年3月末時点での未請求者は106万人。うち、転居先不明の人が61万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が45万人と見込んでいる。
- 以上とは別に、平成21年度中に新たに受給権を取得した方は78万人。うち、未請求者については集計中。

【参考】平成20年度末時点での未請求者の状況

- 1件あたりの平均年金額は、3.2万円（中途脱退者（全体の95%）1.8万円、解散基金加入員（全体の5%）33万円）

注(1) 中途脱退者のうち、66%が年金額1万円未満

注(2) 中途脱退者のうち、93%が加入期間5年未満

- ・未請求者のうち、41%が60歳及び61歳の者。また、66%が60歳代前半の者となっている。

II 実施計画の期間等

1 実施計画の期間

- 22年度から24年度までの3年間で、これまでの対策を踏まえ、未請求者特別対策重点期間とする。ただし、その後も、新たに受給権を得る者が発生することから、未請求者対策そのものは継続的に実施するものとする。

2 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

III 作業項目と進捗目標

1 住所不明者対策

- (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- ① 平成21年10月から平成22年3月までの60歳到達者のうち、転居先不明者について、日本年金機構から住所を取得し、平成22年8月に裁定請求書を送付。

(注) 平成21年9月までの未請求者のうち、日本年金機構からの住所情報取得等により住所を把握できた方に対しては、裁定請求書を送付済。

- ② 平成22年度に60歳に到達する者について、事前(21年度中)に日本年金機構から住所を取得しており、60歳到達月の前月に順次、裁定請求書を送付。

- ③ 平成22年4月から平成22年9月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、平成22年12月に裁定請求書を送付。

- ④ 平成22年10月から平成23年3月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、裁定請求書を送付。

(注) なお、②から④については、平成23年度以降についても当該スケジュールに沿って対策を実施。

- (2) 住民基本台帳ネットワークが保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- 現在国会に提出されている「国民年金及び企業年金等による高齢期の所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」が成立した場合には、住民基本台帳ネットワークの活用が可能となることから、

- ① 厚生労働省による総務省との住民基本台帳ネットワークの活用のための具体的な実務の検討に連合会としても参画しつつ、連合会としての事務処理方法を検討し、成案を得る。
 - ② 住民基本台帳ネットワークの活用が可能となり次第、日本年金機構からの住所情報でも把握ができない者について、住所の把握を行う。
 - ③ 住所の把握ができた者について、裁定請求書を確実に送付する。といった取組みを進める。
- (3) 住所不明者の未請求者に対する実態把握 (新)
- 住所不明者であるため連絡がとれない未請求者について、9月までにサンプル調査を行い、実態を把握した上で、その対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。

2 裁定請求書到達者対策

- (1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態把握 (新)
- 裁定請求書到達者であるにもかかわらず未請求者となっている者について、9月までにサンプル調査を行い、未請求の理由等を把握した上で、その状況を踏まえた対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。
- (2) 裁定請求書の再送付の拡充 (新)
- 現在、60歳に到達する1ヶ月前に裁定請求書を送付し、到達しているが請求しない者については、65歳時点で再送付しているが、当該者のうち、平均年金額以上の者については、平成23年度から、63歳時点においても裁定請求書を再送付。

3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み

- (1) これまでの取り組みの一層の推進
- 中途脱退者等に対し、年金の支給義務が連合会へ移管されたこと及び氏名や住所を変更した場合は、連合会へ連絡をいただきたい旨を記載した「ご案内のチラシ」を作成し、事業主を経由して周知。(平成20年6月～)
 - 連合会の月刊誌等(企業年金やニュースレター)を通じて、厚生年金基金及び事業主に対し、住所や氏名変更について中途脱退時に連合会へ届出することを周知徹底。(平成22年4月～)
 - 中途脱退者等への承継のお知らせに住所・氏名変更時の連合会への変更届を同封。(平成20年9月～)
 - 連合会ホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の発送依頼ができるよう改善し、依頼に基づき直ちに裁定請求書を送付。(平成20年9月～)

(2) 日本年金機構との連携強化

- 機構が送付する「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に連合会の照会先であるコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～)
- 機構が送付する「ねんきん定期便」に加入していた厚生年金基金の名称及び基金番号についても記載することを平成21年7月に依頼。(機構と協議中)(新)
- 機構が行う年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者に対し、厚生年金基金の裁定申請の注意喚起を行うことについて、その対策を機構に依頼。(機構と協議中)(新)
- 年金事務所において、連合会が作成した住所・氏名変更の届出を行う旨の「ご案内チラシ」を配布することについて、機構に依頼。(機構と協議中)(新)

(3) 厚生年金基金等への協力依頼

- 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼(平成20年6月～)
- 基金への訪問の際や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書を配布(平成22年6月～)
- 基金の広報誌に事業主向けの協力文書の掲載依頼(平成22年7月～)

4 その他

平成19年12月以降、未請求者の状況及び解消に向けた取組みについて、年に一度厚生労働大臣に対して実施状況を報告しているが、さらに、重点期間中は中間報告を行う。(新)

企業年金連合会における未請求者対策の実施計画(工程表)

	22年度													23年度	24年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 住所不明者対策 (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 ① H21.10月～22年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ② H22年度に受給権を取得する者の住所情報を事前に取得し、誕生月の前月に裁定請求書を送付。 ③ H22.4月～22年9月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ④ H22.10月～23年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 (2) 住基ネットが保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 (3) 住所不明者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査)															
2 裁定請求書到達者対策 (1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査) (2) 裁定請求書の再送付の拡充 現在、60歳の1ヶ月前に裁定請求書を送付した後、請求がなければ65歳時に再度、請求書を送付しているが、63歳時にも再送付する															
3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み (1) これまでの取り組みの一層の推進 ○ 氏名、住所変更等の際は、連合会へ届出を行う「ご案内チラシ」を事業主から中途脱退者への配布依頼。(平成20年6月～) ○ 連合会の月刊誌等で厚生年金基金及び事業主に協力要請。(平成22年4月～) ○ 承継のお知らせに住所・氏名変更届の同封を開始。(平成20年9月～) ○ 連合会のホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の送付依頼が可能とする改善。(平成20年9月～) (2) 日本年金機構との連携強化 ○ 「ねんきん定期便」等へ連合会のコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～) ○ 「ねんきん定期便」等に加入していた基金名称及び基金番号の記載を依頼(機構と協議中) ○ 年金機構が実施する年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者への注意喚起の徹底依頼。(機構と協議中) ○ 年金事務所へ「ご案内チラシ」の配布依頼。(機構と協議中) (3) 厚生年金基金等への協力依頼 ○ 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼。(平成20年6月～) ○ 基金への訪問や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書の配布。(平成22年6月～) ○ 基金の広報誌に事業主向けの協力依頼文書の掲載依頼。(平成22年7月～)															
4 実施状況の報告															

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(企業年金連合会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
1. 「未請求者対策」に具体性がなく、改革案としては不十分。	1. 未請求者対策については、改革案の工程表のとおり推進する。
2. 未払いに対するインフラ作りについて、公的な年金システムも含めたトータルなデザインの策定が必要になる。	2. これまでも、未請求者対策について、日本年金機構から住所情報の提供を受けて、裁定請求書を送付。また、「ねんきん定期便」等に連合会の連絡先を掲載し、請求漏れに注意を喚起しているが、今後も改革案の工程表のとおり日本年金機構とも連携しつつ、未請求者対策の取組みを推進する。
3. 運用に対する中長期的な観点からの健全化に関する体制作り、ガバナンスについてはより高度化を望みたい。	3. 連合会はおよそ10兆円の資産を運用する機関投資家として、社会的役割を十分に認識し年金資産運用を行っているところである。 ご指摘の運用に関する中長期的な観点からの健全化に関する体制作り、ガバナンスについては重要であると考えており、今後も随時、運用の基本方針の見直し、受託機関の見直しを行うなどの充実強化を図ってまいりたい。

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

4. 代行返上の受託事業については、見直すことはできないか。

- ・ 国へ事業を移管
- ・ 法人で事業継続して、更なる見直し

4. 年金局としては、企業年金連合会の本来の役割として従来から厚生年金基金の中脱者等の記録のデータベースを持ち、その記録を整理するためのシステムを保有し、これらに関する専門的なノウハウを持っていることから、企業年金連合会への委託を続けることが効率的と考えている。

5. 主力業務である「短期中途脱退者の年金」と「解散基金の年金」は、適用業務を除き、日本年金機構とほとんど同じ業務。職員、システムなどは日本年金機構でほとんど吸収可能。国へ業務を移管し、一本化することによって、国民経済的にも効果は大きい。

5. 企業年金連合会が実施している事業の中には、企業年金独自の上乗せ部分を含んでおり、企業年金の資産運用、年金給付、研修等を国の事業とした上で日本年金機構に委託することは馴染まないと考えられ、日本年金機構との一体化については、上乗せ部分のあり方についての検討が必要となる。

新年金制度の検討に併せ、本事業のあり方についても検討を行う。

〔 企業年金連合会で実施との仕分け人の評決が6名中5名。 〕

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

6. 余剰資産を再考する必要があるのではないか。

7. 福祉施設等は整理し、本業に集中すべき。

6・7. 京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

8. 制度が多様化し会員のニーズも増大する中、確定拠出年金、国際会計基準(IFRS)など新たな要素を含めた全体的な情宣活動が必要になる。

8. 会員サービス、加入者サービスについては、増大し多様化するニーズに的確に対応するため、PDCA(計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act))サイクルで不断の見直しを行い、研修内容を随時改善するなどをして効率的で有効なサービスを提供する。

また、確定拠出年金、確定給付企業年金、資産運用等については、会員で構成される委員会で議論を行い、その成果としてガイドラインの策定や提言の取りまとめを行う等の会員のニーズに対する取組みを充実してまいりたい。

企業年金連合会の概要

《基礎データ》

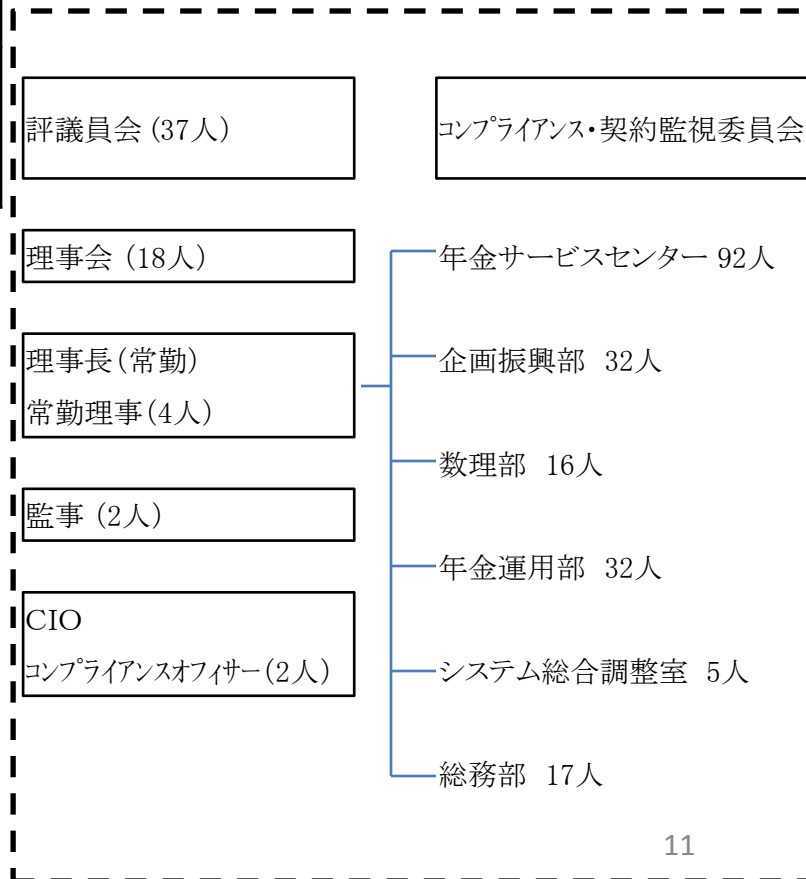
【22年度】 【(参考)21年度】

役員	5人 (理事長(常勤) 常勤理事 4人)	うち 国家公務員出身者	2人	2人
		うち 現役出向者	0人	0人
職員	196人 (職員 157人 嘱託 39人)	うち 国家公務員出身者	15人	4人
		うち 現役出向者	13人	7人
予算	88億円 (事業経費予算)	うち 国からの財政支出	国庫補助金 1.8億円 委託費 1.9億円	国庫補助金 4.6億円 委託費 2.0億円

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

本部	6部27課 (196人)	うち管理部門 1部2課(17人)	8.7%
地方	—	—	—



* 役員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値
* 職員の国家公務員出身者及び現役出向者数の増加は、年金記録突き合わせ等の記録整備に集中的に取り組む体制を確保するための臨時的なものである。

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
会員支援事業	17億円 [うち0.8億円]	0億円
年金通算事業	69億円 [うち0.7億円]	1.8億円 (国庫補助金)
受託事業	1.9億円 (業務受託料)	1.9億円 (業務受託料)

* []は管理部門人件費を内数で表記